

小児がん拠点病院の選定方法(案)

検討会では以下のような3段階で選定を進めることとする。

- 第1段階 書類選考
 - 第2段階 ヒアリング
 - 第3段階 拠点病院の選定
- 選定結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

<第1段階 書類選考>

以下のような基準で書類選考を行ってはどうか。

①必須要件を満たしているか。

(留意すべき点)診療実績は、「造血器腫瘍年間10例程度以上、固形腫瘍年間10例程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)」とされているが、10-10-2(平成23年)を基準とすることでよいか。 ※必須要件は「小児がん拠点病院の整備について」(平成24年9月7日健発0907第2号)の拠点病院の指定要件を指す(「望ましい」とされている要件は除く)。

②必須要件のうち、申請書類から客観的かつ明確に実績等を把握できる項目についてはそれらも考慮する。

例:セカンドオピニオンの対応実績が1件以上。

緩和ケアチームの診療実績が1件以上。

地域医療機関へ紹介した実績が1件以上。

日本小児血液・がん学会暫定指導医2名以上(留意すべき点:東北地域)

日本小児外科学会専門医2名以上(留意すべき点:東北地域)

<第2段階 ヒアリング>

- 第1回検討会終了後、書類選考の基準をもとに、事務局にて書類選考を行い、ヒアリング対象の医療機関に対して評価の視点に沿ったプレゼンテーションを依頼。
- 第2回検討会冒頭で、ヒアリング対象となった医療機関名を公表。
- 公平かつ透明性のある評価を担保するため、プレゼンテーション後、申請書類とプレゼンテーションをもとに、各構成員が申請医療機関を採点することとしてはどうか。

<第3段階 拠点病院の選定>

- 採点結果をもとに、拠点病院の選定について議論。
- 拠点病院の選定に当たっては、
拠点病院への助言や要望もあわせて議論するとともに、今後の拠点病院やそれ以外の病院の取組のフォローアップの方法等についても議論してはどうか。